

福井県報

第 322 号
令和 6 年
10月29日(火)
火曜日発行

目次

(※は県例規集掲載事項)

告示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新(433~435・自然環境課).....1
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定(436、437・同).....3
- 特定猟具使用禁止区域の指定(438・同).....4
- 救急業務に係る医療機関の認定(439・福井保健所).....6
- 道路の区域の変更(440、441・道路保全課).....7
- 道路の供用の開始(442・同).....7

公告

- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(2件・商業・市場開拓課).....8
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(公営企業課).....9
- 土地改良区の役員の退任(丹南農林総合事務所).....9
- 土地改良区の役員の就任(同).....10
- 公共測量の実施(2件・土木管理課).....10

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出(83).....10
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(84).....11
- 政治団体の解散の届出(85).....11
- 資金管理団体の指定の届出(86).....11

公安委員会規則

- ※福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(7・交通企画課).....13

告示

福井県告示第433号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和6年10月29日

福井県知事 杉本 達治

- 名称
朝日鳥獣保護区
- 区域
越前町内郡地籍の天王川に架かる徳万橋南端を起点として、一般県道別所朝日線南進して一般県道寺朝日線に至り、同県道を南進して一般県道青野鯖江線との交差点に至り、同県道を西進して国道417号線との交点に至り、同国道を北東進して町道北金谷線との交差点に至り、同町道を北西進して林道金谷横山線に通ずる農道に至り、同農道を北西進して天王川右岸に至り、同河川右岸を北進して起点に達する線で囲まれた区域一円
- 存続期間
令和6年11月1日から令和26年10月31日
- 保護に関する指針
 - 指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
 - 指定目的
当該地域は丹生山地に位置し、周辺は越前町朝日地区の市街地に隣接する標高100m前後の丘陵地であり、スギ林などの人工林と落葉広葉樹林(二次林)が成立している。落葉広葉樹林の植物相は多様性が高く、このような自然環境を反映して、福井県が作成したレッドリストに記載されている県域絶滅危惧Ⅱ類のアオバズクやコシアカツバメをはじめ、県要注目のアカショウビン、サンショウクイ、ヤブサメを含む8目22科、31種の鳥類が確認されている。また、獣類としては、国の特別天然記念物のニホンカモシカ、県要注目のムササビ等が生息している。
本鳥獣保護区域内には越前町立福井総合植物園「プラントピア」が整備され、自然とのふれあいや研究・環境教育の場として広く利用されている。
このように、当該区域は多様な鳥獣の生息地として重要であることから、鳥獣保護区に指定し、その保護を図るものである。
 - 管理方針
・定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生

息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

- ・ 落葉広葉樹林等、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- ・ 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 面積

241ヘクタール

福井県告示第434号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和6年10月29日

福井県知事 杉本 達治

1 名称

三ノ峰鳥獣保護区

2 区域

大野市上打波地籍願教寺谷川を上り同川上流地点に至り、同地点から稜線を東進して、福井県と岐阜県との境界に至る地点を起点として、同境界線を南西進して、木ノ勢谷川（ゴトゴト谷）上流の稜線に至り、同稜線を西進して、同川上流地点に至り、さらに同川を南西進・北西進して、同川と一般県道上小池勝原線木ノ勢谷橋東詰との交点に至り、同県道を西進して、打波川本流と観音谷川との交点に至り、観音谷川を北進して、同川分流との交点に至り、同交点から西側分流を西進して、同分流上流の稜線に至り、これより南西進して事小鍋谷川（たんどう谷）との交点に至り、同谷川を北進して、登山道鳩ヶ湯赤兎山線との交点に至り、同登山道を西進・北進して、赤兎山山頂に至り同山頂から福井県と石川県との境界線を東進し、避難小屋、杉峠を経て福井県、石川県、岐阜県との境界地点に至り、岐阜県との境界線を南進し、二ノ峰、一ノ峰を経て大野市と銚子ヶ峰稜線との交点に至り、同境界線を南西進し願教寺山山頂を経て起点に達する線で囲まれた区域一円（願教寺鳥獣保護区を除く。）

3 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

生息地回廊の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、本県最高峰である、通称、越前三ノ峰（三ノ峰南方の標高2,095m地点）や赤兎山、よも太郎山等の山々が連なる山岳地帯となっている。一帯は、打

波川の最上流部にあたり、その支流を成す多くの溪流が流れ、冷温帯から亜高山帯まで垂直的な植生変化が認められ、多様な環境に応じた多種多様な生物の生息に適した豊かな植生が広がっている。

このような自然環境を反映して、福井県が作成したレッドリストに記載されている県域絶滅危惧I類のイヌワシ、クマタカ、イワヒバリを含む、3目13科、23種の鳥類の生息が確認されている。

このように、当該区域は多様な鳥獣の生息地として重要であることから、鳥獣保護区および同特別保護地区に指定し、その保護を図るものである。

(3) 管理方針

- ・ 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- ・ 落葉広葉樹林等、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- ・ 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 面積

2,152ヘクタール

福井県告示第435号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和6年10月29日

福井県知事 杉本 達治

1 名称

平家平鳥獣保護区

2 区域

大野市巢原地籍倉ノ又川と巢原川の分流（通称おとし川）との合流点を起点とし、同川分流おとし川を南進して、同川上流の尾根に至り、同尾根を南東進して、作業道との交点に至り、同地点から尾根を南東進して広場に出て、これより北東進して、標高1,036メートルの稜線に至り、同稜線を南進して、標高1,260メートルの地点に至り、同地点から姥ヶ岳北東斜面を北東進して、国有林境から横越山方向に伸びている尾根との交点に至り、同交点から緩斜面が急斜面になる境界部を南西進して、国有林との境界に至り、同境界を北西進して、倉ノ又山稜線から北東方向に伸びる尾根に至り、同尾根を北進して、倉ノ又川東側分流との交点に至り、同分流を北進して、同川西側分流との合流地点に至り、同地点から同川を北東進して起点に達する線で囲まれた区域一円

3 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林性鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該保護区は、周囲を1,000m級の山々、例えば南西に倉の又山（標高1,215.6m）、南東に姥ヶ岳（標高1,453.6m）に囲まれ、雲川支流の巢原川上流域に位置する標高約620mから1,260mにかけて広がる緩斜面である。区域の大部分にブナ原生林およびブナ・ミズナラ林に優占される冷温帯落葉広葉樹林が分布している。

このような自然植生を反映して、福井県が作成したレッドリストに記載されている県域絶滅危惧Ⅰ類のイヌワシやクマタカ等の希少猛禽類を含む11目27科82種の鳥類および県域絶滅危惧Ⅱ類のテングウコウモリを含む7目15科22種の哺乳類の生息が確認されている。

このように、当該区域は多様な鳥獣の生息地として重要であることから、鳥獣保護区および同鳥獣保護区特別保護地区に指定し、その保護を図るものである。

(3) 管理方針

- ・ 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- ・ 落葉広葉樹林等、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- ・ 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 面積

196ヘクタール

福井県告示第436号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区特別保護地区を指定したので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和6年10月29日

福井県知事 杉本 達治

1 名称

三ノ峰特別保護地区

2 区域

大野市上打波地籍三ノ峰避難小屋近くの福井県、石川県、岐阜県との県境を起点として、岐阜県との境界線を南進し、二ノ峰、一ノ峰を経て大野市と銚子ヶ峰稜線との交点

に至り、同境界線を300メートル西進して、同境界線より300メートル地点に至り、同地点から境界線との距離を300メートルに保って北進し、一ノ峰、二ノ峰稜線を経て三ノ峰稜線部に至り、同地点から約5,500メートル西進した地点で北進して、福井県と石川県との境界に至り、同境界を東進して起点に達する線で囲まれた区域一円

3 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

生息地回廊の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、本県最高峰である、通称、越前三ノ峰（三ノ峰南方の標高2,095m地点）や赤兎山、よも太郎山等の山々が連なる山岳地帯となっている。一帯は、打波川の最上流部にあたり、その支流を成す多くの溪流が流れ、冷温帯から亜高山帯まで垂直的な植生変化が認められ、多様な環境に応じた多種多様な生物の生息に適した豊かな植生が広がっている。

このような自然環境を反映して、福井県が作成したレッドリストに記載されている県域絶滅危惧Ⅰ類のイヌワシ、クマタカ、イワヒバリを含む、3目13科、23種の鳥類の生息が確認されている。

このように、当該区域は多様な鳥獣の生息地として重要であることから、鳥獣保護区および同特別保護地区に指定し、その保護を図るものである。

(3) 管理方針

- ・ 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- ・ 落葉広葉樹林等、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- ・ 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 面積

220ヘクタール

福井県告示第437号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区特別保護地区を指定したので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和6年10月29日

福井県知事 杉本 達治

1 名称

平家平特別保護地区

2 区域

大野市巢原地籍倉ノ又川と巢原川の分流（通称おとし川）との合流点を起点とし、同川分流おとし川を南進して、同川上流の尾根に至り、同尾根を南東進して、作業道との交点に至り、同地点から尾根を南東進して広場に出て、これより北東進して、標高1,036メートルの稜線に至り、同稜線を南進して、標高1,260メートルの地点に至り、同地点から姥ヶ岳北東斜面を北東進して、国有林境から横越山方向に伸びている尾根との交点に至り、同交点から緩斜面が急斜面になる境界部を南西進して、国有林との境界に至り、同境界を北西進して、倉ノ又山稜線から北東方向に伸びる尾根に至り、同尾根を北進して、倉ノ又川東側分流との交点に至り、同分流を北進して、同川西側分流との合流地点に至り、同地点から同川を北東進して起点に達する線で囲まれた区域一円

3 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林性鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該保護区は、周囲を1,000m級の山々、例えば南西に倉の又山（標高1,215.6m）、南東に姥ヶ岳（標高1,453.6m）に囲まれ、雲川支流の巢原川上流域に位置する標高約620mから1,260mにかけて広がる緩斜面である。区域の大部分にブナ原生林およびブナ・ミズナラ林に優占される冷温帯落葉広葉樹林が分布している。

このような自然植生を反映して、福井県が作成したレッドリストに記載されている県域絶滅危惧Ⅰ類のイヌワシやクマタカ等の希少猛禽類を含む11目27科82種の鳥類および県域絶滅危惧Ⅱ類のテングウコウモリを含む7目15科22種の哺乳類の生息が確認されている。

このように、当該区域は多様な鳥獣の生息地として重要であることから、鳥獣保護区および同鳥獣保護区特別保護地区に指定し、その保護を図るものである。

(3) 管理方針

- 定期的な巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- 落葉広葉樹林等、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 面積

196ヘクタール

福井県告示第438号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月29日

福井県知事 杉本 達治

一1 名称

青ノ木特定猟具使用禁止区域（銃）

2 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 区域

あわら市細呂木地籍の一般県道水口牛ノ谷線と市道523号線との交点を起点として、同県道を南西進して市道585号線との交点に至り、同市道を南西進して市道1-20青ノ木・笹岡線との交点に至り、同市道を西進して一般県道水口牛ノ谷線との交点に至り、同県道を南西進して一般県道芦原温泉停車場線との交点に至り、同県道を西進して市道十日嫁威線との交点に至り、同市道を北進して市道金津芦原線との交点に至り、同市道を北西進して市道坂ノ下柿原線との交点に至り、同市道を北進して市道598号線との交点に至り、同市道を北東進して市道523号線との交点に至り、同市道を南東進して起点に達する線で囲まれた区域一円

4 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

二1 名称

鯖江特定猟具使用禁止区域（銃）

2 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 区域

鯖江市鳥羽1丁目の市道北野西1号線の神明橋北詰を起点として、浅水川右岸を東進して北陸自動車道との交点に至り、同自動車道を南進して上河端町地籍の浅水川との交点に至り、同川南東進して主要地方道鯖江美山線との交点に至り、同地方道を西進して北陸自動車道との交点に至り、同自動車道を南進して鯖江市横越町地籍の国道417号線との交点に至り、同国道を西進してJR北陸本線との交点に至り、同線を南進して越前市道第4801号線との交点に至り、同市道を北進して鯖江市道舟津幹線に至り、同市道を北進して市道鳥羽中芦山線との交点に至り、同市道を北進して一般県道鯖江停車場線との交点に至り、同県道を北進して国道417号線との交点に至り、同国道を西進して市道有定鳥羽線との交点に至り、同市道を南西進し一般県道福井鯖江線との交点に至り、同県道を南西進して吉野瀬川との交点に至り、同河川左岸

堤防陸側法尻を北進して一般県道鯖江織田線との交点に至り、同県道を西進して市道熊田平井線との交点に至り、同市道を北進して市道平井南線との交点に至り、同市道を北進して鯖浦自転車道との交点に至り、同自転車道線を西進して市道石田下司線との交点に至り、同市道を北進して国道417号線との交点に至り、同国道を東進して一般県道福井鯖江線との交点に至り、同県道を北進して一般県道鯖江清水線との交点に至り、同県道を西進して市道杉本吉江線との交点に至り、同市道を北西進して市道上杉本幹線との交点に至り、同市道を西進して市道吉江中上杉本線との交点に至り、同市道を北東進して市道吉江西番線との交点に至り、同市道を東進し、市道吉江神明橋線との交点に至り、同市道を東進して一般県道福井鯖江線との交点に至り、同県道を北進して起点に達する線で囲まれた区域一円（西山鳥獣保護区の区域を除く。）

4 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

三1 名称

小浜湾特定猟具使用禁止区域（銃）

2 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 区域

小浜市小浜湾防波堤灯台から、同市内外海半島双児島を結ぶ見通し線内の小浜湾一円

4 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

四1 名称

下六条特定猟具使用禁止区域（銃）

2 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 区域

福井市下馬町地籍の国道8号線と足羽川左岸堤防上の市道南部2-65号線との交点を起点として、同市道を南東進し、市道南部2-756号線との交点に至り、同市道を南東進し、北陸自動車道との交点に至り、同自動車道を南西進し、一般県道東郷麻生津線との交点に至り、同県道を西進し、一般県道大土呂停車場下河北線との交点に至り、同県道を西進し、国道8号線との交点に至り、同国道を北東進し、起点に達する線で囲まれた区域一円

4 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

五1 名称

大安寺特定猟具使用禁止区域（銃）

2 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 区域

福井市角折町地籍の一般県道殿下福井線日光橋南詰を起点として、同県道を北進し、市道西部2-187号線との交点に至り、同市道を北進し、市道西部2-161号線との交点に至り、同市道を北進し、一般県道本郷福井線との交点に至り、同県道を北進し、市道西部1-364号線との交点に至り、同市道を北進し、福井市天管生町地籍にて九頭竜川左岸堤防との交点に至り、同堤防を北進し、福井市天管生町地籍にて水道橋との交点に至り、同水道橋に沿った線を東進し、九頭竜川右岸堤防との交点に至り、同堤防を南進し、国道416号線高屋橋北詰との交点に至り、同国道を南進し、九頭竜川左岸堤防との交点に至り、同堤防を西進し、日野川右岸堤防との交点に至り、同堤防を南進し、福井市大瀬町にて日野川右岸堤防と足羽川左岸堤防との交点に対して垂直をとれる点に至り、日野川右岸堤防と足羽川左岸堤防との交点に対して垂直をとれる線を南西進し、日野川右岸堤防との交点に至り、同堤防を南西進して起点に達する線で囲まれた区域一円

4 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

六1 名称

大野特定猟具使用禁止区域（銃）

2 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 区域

大野市中津川地籍の市道東中挾南新在家線と市道東中津川若里線との交点を起点として、同市道を南進し、清滝川との交点に至り、清滝川左岸堤防陸側法尻を南進し、国道418号線に至り、同国道を西進し、市道清滝線との交点に至り、同市道を南進し、国道158号との交点に至り、同国道を西進し、主要地方道松ヶ谷宝慶寺大野線との交点に至り、同地方道を南進し、市道春日野千歳木の本線との交点に至り、同市道を南進し、市道上黒谷下舌中据友兼線との交点に至り、同市道を西進し、主要地方道松ヶ谷宝慶寺大野線との交点に至り、同地方道を南進し、下舌用水との交点に至り、同地点から同用水を西進し、市道上黒谷下舌中据友兼線との交点に至り、同市道を西進し、市道下舌4号線との交点に至り、同市道を北進し、市道右近次郎下舌線との交点に至り、同市道を北進し、国道158号との交点に至り、同国道を西進し、赤根川との交点に至り、赤根川右岸堤防陸側法尻を北進し、JR越美北線との交点に至り、同線を東進し、市道下中野中津川線との交点に至り、同市道を北東進し、起点に達する線で囲まれた区域一円（亀山鳥獣保護区の区域を除く。）

4 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

七1 名称

八田新保特定猟具使用禁止区域（銃）

- 2 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

3 区域

越前町八田新保地籍の町道八田新保線と国道365号線の交点を起点として、同国道を北西進して樫津農道との交点に至り、同地点から同町樫津地籍80字80番地の山林を見通し、同地点から同町八田新保地籍と樫津地籍の境界を北進して同町八田新保地籍と蟬口地籍との境界に至り、同地点から稜線を東進して同町八田新保地籍22字70番地に至り、同地点から同町八田新保地籍22字82-1番地を南西進して町道八田新保線との交点に至り、同町道を西進して起点に達する線で囲まれた区域一円

4 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

八1 名称

小浜特定猟具使用禁止区域（銃）

- 2 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

3 区域

小浜市遠敷地籍の国道27号と遠敷川との交点を起点として、同川左岸堤防陸側法尻を南進し、市道多田平野線との交点に至り、同市道を西進し、市道多田循環線との交点に至り、同市道を南西進し、多田神社前に至り、同地点から西進し、多田川右岸に至り、同川右岸を北西進し、国道27号に至り、同国道を西進し、市道森川線との交点に至り、同市道を南西進し、市道今富14号線との交点に至り、同市道を北西進し、国道162号との交点に至り、同国道を北東進し、国道27号との交点に至り、同国道を西進し、市道伏原湯岡線との交点に至り、同市道を西進し、市道大宮白鳥線との交点に至り、同市道を北西進し、JR小浜線踏切に至り、同踏切から同線を西進し、市道寺町線との交点に至り、同市道を西進し、市道青井区画4-3号線との交点に至り、同市道を北西進し、青井川との交点に至り、同川右岸を小浜湾まで北東進し、同湾岸沿いに北進し、国道162号との交点に至り、同国道を南進し、県道泊小浜停車場線との交点に至り、同県道を東進し、市道西津羽賀線との交点に至り、同市道を南東進し、山道との交点に至り、同山道を南進し、市道湊20号線に至り、同市道を南進し、市道丸山山手線との交点に至り、同市道を東進し、市道丸山雲浜線との交点に至り、同市道を東進し、丸山橋に至り、同橋を南進し、多田川との交点に至り、同川右岸堤防陸側法尻を南東進し、県道小浜上中線との交点に至り、同県道を東進し、松永川との交点に至り、同川左岸堤防陸側法尻を南進し、遠敷川との合流点に至り、遠敷川左岸堤防陸側法尻を南進し、起点に達する線で囲まれた区域一円

4 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

九1 名称

名田庄特定猟具使用禁止区域（銃）

- 2 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

3 区域

おおい町名田庄小倉地籍の町道小倉中央線と一般県道染ヶ谷小倉線との交点を起点として、同県道を南進し、町道小倉中線との交点に至り、同町道を西進し、南川右岸堤防法尻に至り、同川堤防陸側法尻を西進し、おおい町名田庄地籍の町道中村線との交点に至り、同町道を北進し、国道162号線との交点に至り、同国道を東進し、町道小倉中央線との交点に至り、同町道を南東して起点に達する線で囲まれた区域一円

4 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

十1 名称

文殊北特定猟具使用禁止区域（銃）

- 2 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

3 区域

福井市半田町地籍のJR北陸本線大土呂駅を起点として同線を北進し、市道南部2-149号線との交点に至り、同市道を東進し、市道南部2-150号線との交点に至り、同市道を東進し、北陸自動車道との交点に至り、同自動車道を北東進し、一般県道東郷麻生津津線との交点に至り、同県道を東進し、四ヶ用水との交点に至り、同地点から農道を北進し、市道南部2-156号線との交点に至り、同市道を東進し、市道南部2-167号線との交点に至り、同市道を南進し、同市道南端より市道南部2-168号線を南に見通す線を進み、同市下細江町と上細江町との境界との交点に至り、その境界を西進し、市道南部2-165号線との交点に至り、同市道を南進し、一般県道徳光福井線との交点に至り、同県道を西進し、同市上細江町と上河北町との境界との交点に至り、同地点からその境界線を南進し、市道南部2-245号線との交点に至り、同市道を西進し、市道南部2-248号線との交点に至り、同市道を南進し、市道南部2-250号線との交点に至り、同市道を南進し、主要地方道清水美山線との交点に至り、同地方道を西進して起点に達する線で囲まれた区域一円

4 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

福井県告示第439号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月29日
福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 奥村病院
- 3 所在地 福井県福井市板垣5丁目201番地
- 4 認定の有効期間
自 令和6年11月1日
至 令和9年10月31日

福井県告示第440号

一般県道清水麻生津線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年10月29日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年10月29日
福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅 員 (単位: メートル)	延 長 (単位: メートル)
一般県道	清水麻生津線	新	福井市今市町43字西 中狭63番3から 福井市今市町43字西 中狭2番1まで	12.0 ～ 19.5	191.3
		新	福井市今市町43字西 中狭63番3から 福井市今市町43字西 中狭2番3まで	10.9 ～ 14.0	191.3
		旧	福井市今市町43字西 中狭63番3から 福井市今市町43字西 中狭2番3まで	10.9 ～ 14.0	191.3

福井県告示第441号

主要地方道清水美山線の下記区間において、市道への引き継ぎに伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のと

おり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年10月29日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年10月29日
福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅 員 (単位: メートル)	延 長 (単位: メートル)
主要地方道	清水美山線	新	福井市半田町17字大 蔵田4番4地先から 福井市半田町16字横 枕101番2まで	13.4 ～ 25.6	85.9
		旧	福井市半田町17字大 蔵田4番4地先から 福井市半田町16字横 枕101番2まで	13.4 ～ 25.6	85.9
		旧	福井市半田町17字大 蔵田8番4から 福井市半田町16字横 枕101番2	30.8 ～ 42.1	85.9

福井県告示第442号

主要地方道清水美山線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年10月29日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年10月29日
福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	清水美山線	福井市大土呂町20字胸 兼5番2から 福井市大土呂町19字太 田12番3まで	令和6年 10月31日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和6年10月29日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
そよら福井開発
福井県福井市西開発3丁目205番地他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
イオンリテール株式会社
代表取締役 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
 - ・イオンリテール株式会社
代表取締役 井出 武美
千葉県千葉市中瀬1丁目5番地1(変更後)
 - ・イオンリテール株式会社
代表取締役 井出 武美
千葉県千葉市中瀬1丁目5番地1
 - ・株式会社キャンドウ
代表取締役 城戸 一弥
東京都新宿区北新宿2丁目21番1号
 - ・株式会社梅田果実店
代表取締役 梅田 敬男
福井県福井市中央1丁目9番23号
 - ・株式会社イワタグループ

代表取締役 岩田 良治

福井県坂井市丸岡町今福11-36

- 4 変更の年月日
令和6年7月11日
- 5 変更する理由
小売業者が確定したため。
- 6 届出の縦覧場所
 - (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
 - (2) 福井県福井市手寄1丁目4-1
A O S S A 5階
福井市商工労働部商工振興課
- 7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
 - (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出先
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和6年10月29日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
ライフガーデン福井南
福井県福井市下河北町2字西河原毛田25番8 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 濱野 敬一
東京都港区芝浦一丁目2番3号

3 変更した事項

大規模小売店舗の設置者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

- ・三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 西野 敏哉
東京都港区芝浦一丁目2番3号

(変更後)

- ・三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 濱野 敬一
東京都港区芝浦一丁目2番3号

4 変更の年月日

令和6年4月1日

5 変更する理由

代表者氏名変更のため。

6 届出の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県福井市手寄1丁目4-1
A O S S A 5 階
福井市商工労働部商工振興課

7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者等について、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年10月29日
福井県知事 杉本 達治

1 落札に係る調達物品の名称および調達予定数量

A重油（JIS規格重油1種1号）
350キロリットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県産業労働部公営企業課
福井県福井市大手3丁目17番1号

3 落札者を決定した日

令和6年9月20日

4 落札者の氏名および住所

三谷商事株式会社
福井県福井市豊島1丁目3-1

5 落札金額（税抜）

1リットル当たり94.7円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和6年8月6日

鯖江河和田土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年9月13日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年10月29日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	田中 敏幸	鯖江市西袋町7-6
〃	土田 孝二	鯖江市西袋町18-16
〃	前田 善行	鯖江市西袋町57-22
〃	岡本 治男	鯖江市金谷町9-11-1
〃	牧田 勉	鯖江市寺中町4-3-3
〃	尾崎 善文	鯖江市寺中町21-11
〃	木村 昌範	鯖江市北中町21-3
〃	山岨 哲邦	鯖江市東清水町11-21-1
〃	服部 義和	鯖江市尾花町12-11-4
〃	小部 直樹	鯖江市沢町32-4
〃	白崎 正義	鯖江市上河内町31-1
〃	高野 善一	鯖江市筋生田町24-10
〃	内田 秀一	鯖江市別司町31-6
〃	大辻 文雄	鯖江市別司町33-18
〃	青山 英彦	鯖江市河和田町27-6-1
監事	宮川 強	鯖江市寺中町21-1

- 〃 蓑輪 安麿 鯖江市別司町41-6
- 〃 稲崎 長 鯖江市四方谷町5-44

鯖江河和田土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年9月14日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年10月29日

福井県知事 杉本 達治

- | 役員名 | 氏名 | 住所 |
|-----|-------|---------------|
| 理事 | 田中 敏幸 | 鯖江市西袋町7-6 |
| 〃 | 土田 孝二 | 鯖江市西袋町18-16 |
| 〃 | 五十嵐重吉 | 鯖江市西袋町28-3 |
| 〃 | 岡本 治男 | 鯖江市金谷町9-11-1 |
| 〃 | 尾崎 郁泰 | 鯖江市寺中町23-1-2 |
| 〃 | 平井 喜浩 | 鯖江市寺中町21-6 |
| 〃 | 山岸 弘之 | 鯖江市北中町13-23 |
| 〃 | 八田 安弘 | 鯖江市東清水町10-1 |
| 〃 | 服部 義和 | 鯖江市尾花町12-11-4 |
| 〃 | 小部 直樹 | 鯖江市沢町32-4 |
| 〃 | 土田繁太郎 | 鯖江市上河内町27-2 |
| 〃 | 高橋 直樹 | 鯖江市筋生田町19-50 |
| 〃 | 内田 秀一 | 鯖江市別司町31-6 |
| 〃 | 蓑輪 安麿 | 鯖江市別司町41-6 |
| 〃 | 青山 英彦 | 鯖江市河和田町27-6-1 |
| 監事 | 宮川 強 | 鯖江市寺中町21-1 |
| 〃 | 真保 紘一 | 鯖江市河和田町14-12 |
| 〃 | 稲崎 長 | 鯖江市四方谷町5-44 |

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和6年10月7日に福井地方法務局より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年10月29日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
福井地方法務局
- 2 作業の種類

公共測量（登記所備付地図作成作業に伴う基準点測量）

- 3 作業の期間
令和6年10月15日から令和7年2月28日まで
- 4 作業の地域
福井県坂井市丸岡町栄一丁目ほか地区内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和6年10月9日に福井県農林水産部森づくり課より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年10月29日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
福井県農林水産部森づくり課
- 2 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 3 作業の期間
令和6年10月9日から令和7年2月28日まで
- 4 作業の地域
福井県大野市

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月29日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(その他の政治団体)
(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和6年10月1日	国難に向かって立ち上がろう	若泉 征三	若泉 圭子	越前市横住町38-24

福井県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月29日
福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和6年10月1日	西山りえ後援会	久保 幸治	会計責任者	西山 理恵	川崎 周市

福井県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月29日
福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和6年7月15日	水津達夫後援会	水津 達夫

福井県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月29日
福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

指 定 年月日	資金管理団体の届 出をした者（代表 者）の氏名	届出をした者に 係る公職の種類	資金管理団体 の 名 称	主たる事務所の所在地
令和6年 9月29日	辻 英之	衆議院議員	つじ英之後援会	小浜市谷田部41-3

公安委員会規則

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月29日

福井県公安委員会 委員長 禿 了修

福井県公安委員会規則第7号

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福井県道路交通法施行細則（昭和43年福井県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(遵守事項) 第16条 法第71条第6号の規定により車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) (略) <u>(6) 削除</u> (7)～(15) (略)	(遵守事項) 第16条 法第71条第6号の規定により車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) (略) <u>(6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を手で保持して通話のために使用し、または画像表示用装置に表示された画像を注視して自転車を運転しないこと。</u> (7)～(15) (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

